

平成 30 年 6 月
兵庫県病院局
西宮市立中央病院

兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編整備に係る 兵庫県病院局・西宮市立中央病院の調整結果

平成 29 年 3 月の兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討会の報告書において、「両病院を統合し、新用地に新病院を整備することを実現していくに当たって、

経営主体・形態、整備場所、整備費・運営費の負担方法、統合再編後の跡地利用等についての兵庫県と西宮市で調整を図るよう」報告があった。

そのため、兵庫県病院局と西宮市立中央病院において、これらの課題について調整を行い、次の結論を得た。

1 経営主体・形態

- ・統合新病院は県立県営とする。
- ・県は、市が統合新病院の運営に対して意見を表明し、関与できるよう、兵庫県病院事業の設置等に関する条例に基づき、病院局管理規程で規定する運営協議会を設置する。

〔 運営協議会の構成員：県、市、病院
開催回数：年 2 回程度 〕

2 新病院の用地

- ・整備場所はアサヒビール西宮工場跡地（西宮市津門大塚町）とする。

3 整備費及び運営費の負担方法

(1) 用地取得費

- ・県は、病院事業債を活用して用地を取得する。
- ・市は、県の病院事業債の元利償還額のうち地方交付税措置額を控除した残額を全額負担する。

(2) 整備費

- ・県は、病院事業債を活用して病院を整備する。
- ・県の病院事業債の元利償還額にかかる一般会計繰出のうち、地方交付税措置額を控除した残額について、県：市＝2：1で負担する。なお、負担割合は現稼働病床数を基準とした。

(3) 運営費

- ・県は、運営費の一部について、病床規模及び新たな診療機能を踏まえ、他の県立病院に準じ一般会計繰出を行う。
- ・県の一般会計繰出のうち、地方交付税措置額を控除した残額について、県：市＝2：1で負担する。なお、負担割合は現稼働病床数を基準とした。

4 県立西宮病院と市立中央病院の跡地等の取り扱い

- ・県立西宮病院跡地については、土地、建物について県及び市で有効活用を検討する。
- ・市立中央病院跡地の活用方法については、今後、市が検討する。
- ・新病院の用地を、将来、病院以外の用途に変更する場合は、県市合意のもと取扱いを決定する。